

住民主体の学習文化活動の展開

谷 和明

1 公民館の機能

(1) 社会教育のための基幹施設

(2) 地域(コミュニティ)住民の文化活動、社会活動の場

(3) 公的営造物

社会教育
のための
基幹施設

地域(コミュニティ)住
民の文化活動、社会
活動の場

公的営造物

2 「9条守れ」の何が問題なのか

(1) 国家(地方自治体、公共施設)の「中立」性と

市民の思想信条、意見表明の自由

* 政治的見解の表明は公共の場では謹むべきなのか？

(2) 市民の学習・文化活動における政治や世界観の扱い方

* 政治や宗教は単に教養としてのみ教育・学習が許されるのか？

(3) 教育機関としての専門性、独立性＝「教育の自由」の脆弱さ

* 公民館は市、教育委員会の下部機関なのか？

(4) コミュニティ活動における「異論」「世論を二分する」論点の回避

* 山縣有朋的なコミュニティ観から卒業すべき時ではないか？

3 ドイツにおける公民館類似施設の 法規や利用規則の例

(1) 市民大学

公共的継続教育センター

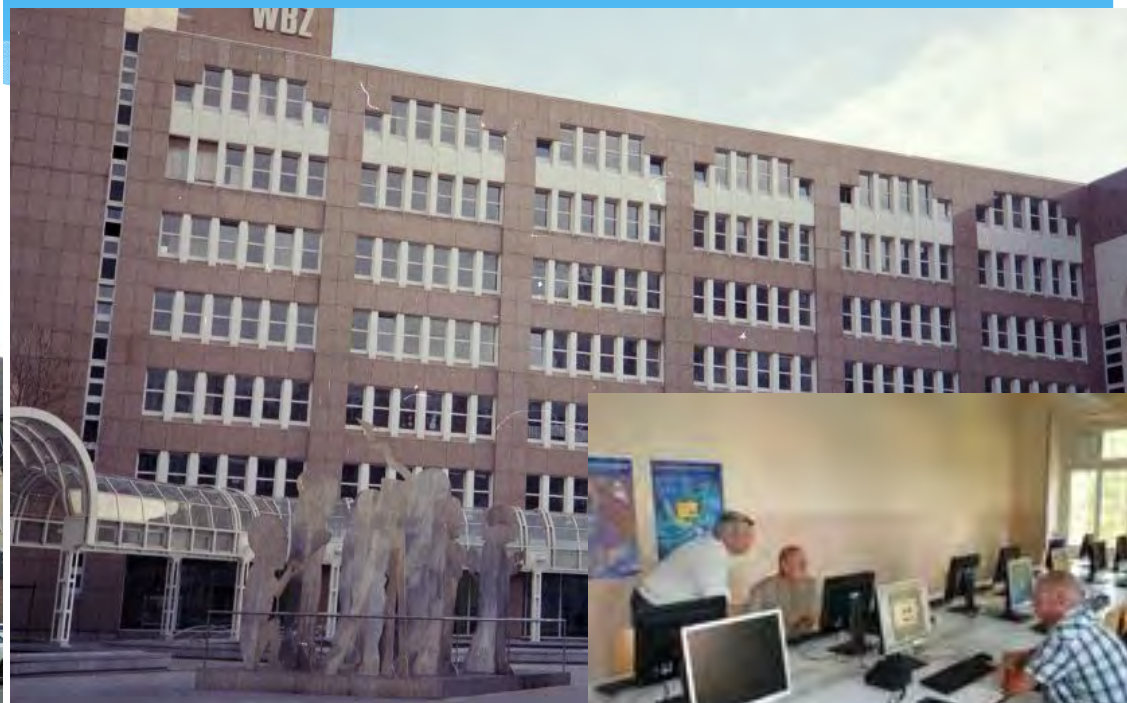
(2) 社会文化センター

市民運動が開設した地域文化センター

(3) 市民館

市町村が設置したコミュニティセンター

市民大学



(1) 市民大学

1) 教育施設の教育プログラム作成、職員専任の権利、
「教育の自由」の保障

2) 職員や利用者の意見表明権の保障

3) 政治教育の重視

4) 民主主義、基本的人権、反人種主義といった目標
の明記

社会文化センター



(2) 社会文化センター

1) 市民自主管理(行政の介入を制限)

2) 反ファシズム、反人種主義

→多様な形態の社会的・政治的活動と民主主義的文化、

→社会的・政治的・文化的な学習過程の活性化

→文化の民主主義的・ヒューマニズム的内容の強調とファシズム的・人間破壊的潮流への抵抗、

3) 平和、人権、反貧困といった社会問題(政治問題とは言わない)の重視

市民館



(3) 市民館の使用規則

1) コミュニティの文化、福祉の向上に従事する団体優先

2) 憲法や法に反しないという条件、器物破損への実費弁償など

3) 政治的、宗教的な活動に関する制約条件なし

⇒ 憲法、基本的人権、法以外の制約条件は最小限

4 問題解決の方向性

- (1) 公共空間における積極的な中立主義
- (2) 政治教育(学習)による「旧い政治文化」からの脱却
- (3) 「教育の自由」を支える専門性と市民社会
- (4) 多様性を包容するコミュニティと公民館

(1) 公共空間における 積極的な中立主義

公共施設における市民の自由、権利としての政治行動、宗教行為を、人権や憲法理念に反する言動、違法行為でない限り認める。とはいえ国家はそれに加担しない。

積極的中立主義の理由

1) 中立性の要請は国家権力を制約する原理。市民の自由を制限する規則ではない

2) 消極的な、距離を置く中立主義の論理は、公共空間における政治的自由、思想信条の自由の行使を制限するものであり、民主主義の基盤を脅かす

3) 消極的中立主義は体制的、多数派的価値観に寛容的で、少数派の価値観を排除する

(2) 政治教育(学習)による「旧い政治文化」からの脱却

1) 政治活動は私事ではない

→ 最重要のボランティア活動は政治活動

2) 「9条守れ」俳句は(作者の意図に関わらず)政治的であり、それは文学性と矛盾しない

3) 成人市民の政治学習は座学ではなく生活と結びついた政治学習である。そのためには市民の政治活動、政治経験の機会を増やし、政治を身近にする制度改革が必要

(3)「教育の自由」を支える専門性と市民社会

- 1) 日本社会における「教育の自由」理念の不振 → 行政側の自己抑制弱い
- 2) 社会教育、特に公民館における専門性の軽視と職員配置の不充分さ → 職員引き揚げ、民営化 → 専門的見識、力量に基づく独立性の基盤脆弱
- 3) 社会文化センターの自主管理から学ぶ、市民社会的職員の可能性

(4) 多様性を包容するコミュニティと 公民館

- 1) 異質な他者を排除し、多様性を捨象するコミュニティの危険性
- 2) 世界、全国、他地域の多様性に関われたコミュニティ活動
- 3) そのハブとしての「自由」な公民館の必要性和可能性

新しい3権分立

自由の
制度

国家
権力

市場
貨幣

市民社会
連帯

としての公民館の再生

